



議会だより

第10号

みなべ

平成19年5月1日

発行 みなべ町議会

編集 議会広報特別委員会

〒645-0002 和歌山県みなべ町芝742

TEL 0739-72-1334

FAX 0739-72-1335



3月定例会

第19回プララ春のフリーマーケット(うめ振興館)

平成19年度、一般会計で95億8千万の予算可決 ……P2・3

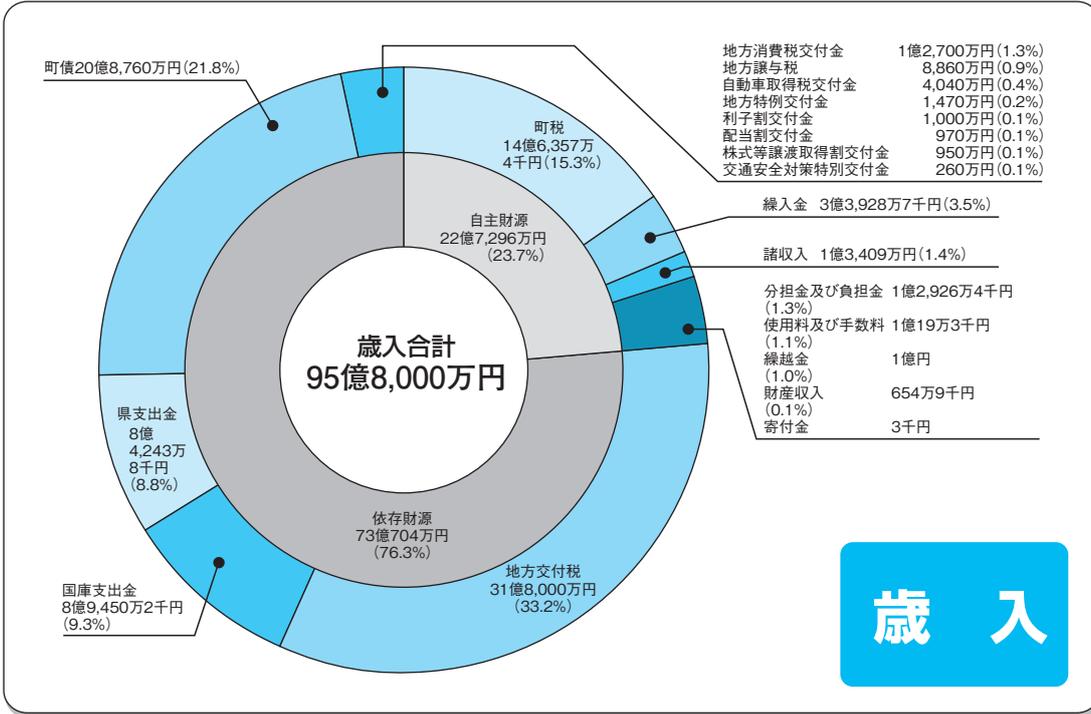
条例改正、予算案について活発な質疑 ……P4・5

一般質問に8人の議員が登壇 …… P6～13

中国梅事情の視察報告 …… P18・19

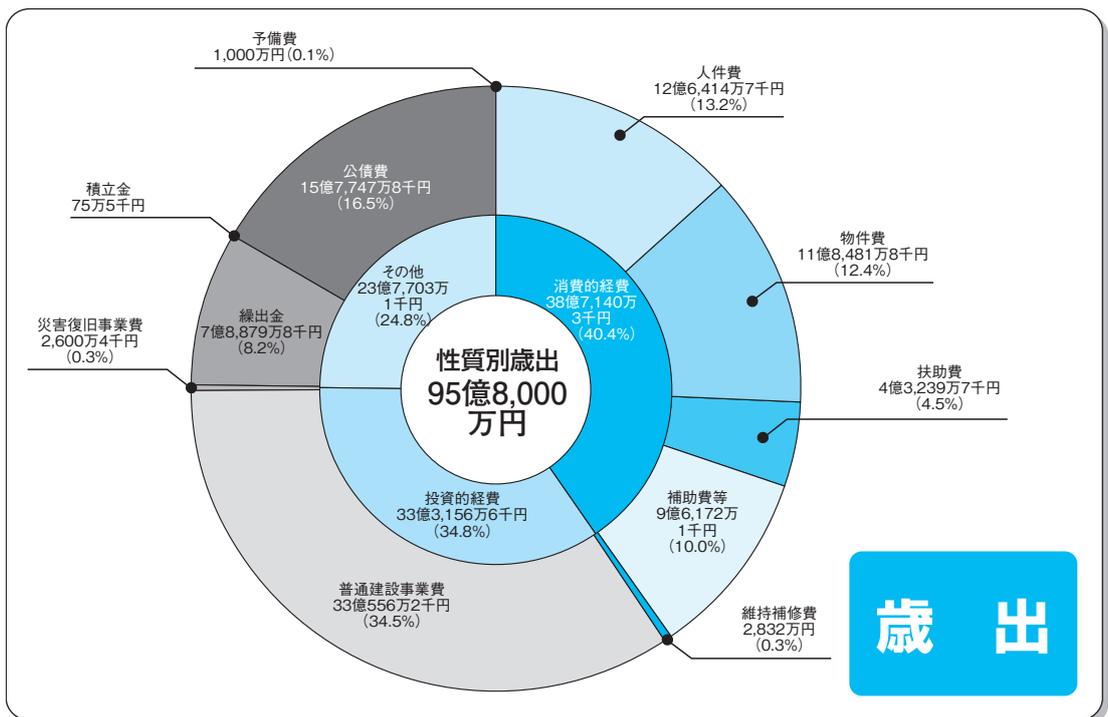
一般会計予算

95億 8,000万円



平成19年第1回定例町議会では、議案24件、請願2件、陳情1件、発議4件が上程されました。

南部小学校改築工事が本格化する事業を始め、議案は慎重審議の結果、それぞれ認定、可決されました。



一般会計では、平成18年度当初予算との比較で約5億9千万円増加しています。その増えた主な内容は、衛生費では最終処分場整備費、

土木費では新殿開橋建設費、教育費では、南部小学校改築費などです。特別会計と合計すると約12億1千2百万円の増加です。

平成19年度当初予算総括

(単位:千円)

会計名	本年度	前年度	比較	増減率(%)
一般会計	9,580,000	8,995,000	585,000	6.5
特別会計	5,454,138	4,827,057	627,081	13.0
国民健康保険事業	1,916,856	1,630,520	286,336	17.6
老人保健	1,266,396	1,237,476	28,920	2.3
介護保険	965,396	930,666	34,730	3.7
住宅新築資金等貸付事業	15,953	17,024	-1,071	-6.3
鶴の湯	60,674	57,394	3,280	5.7
農業集落排水事業	257,396	258,526	-1,130	-0.4
公共下水道事業	733,901	601,412	132,489	22.0
簡易水道事業	237,566	94,039	143,527	152.6
合計	15,034,138	13,822,057	1,212,081	8.8

特別会計では昨年当初との比較では、国民健康保険事業で約2億9千万円、公共下水道事業で約1億3千万円、簡易水道事業で約1億4千万円がそれぞれ増加しています。合計すると約6億3千万円の増

加です。国民健康保険事業では繰越金で1億6百万円、基金で3千2百万円投入して、保険税を一世帯当り6,900円安くなるようにしています。

一般会計歳出の主要項目予算額

- 議会費…………… 8,378万円
- 総務費…………… 7億9,446万円
 - 総務管理費… 6億3,451万円
 - 徴税費… 1億0,587万円
 - 戸籍住民基本台帳費……………2,497万円
- 民生費…………… 14億4,406万円
 - 社会福祉費… 9億4,835万円
 - 児童福祉費… 4億9,571万円
- 衛生費…………… 9億7,396万円
 - 保健衛生費… 5億3,583万円
 - 清掃費… 4億2,881万円
 - 水道費…………… 932万円
- 農林水産業費…………… 18億9,769万円
 - 農業費… 14億2,015万円
 - 林業費… 1億5,627万円
 - 水産業費…………… 3億2,127万円
- 商工費…………… 8,659万円
- 土木費…………… 10億9,239万円
 - 道路橋梁費… 8億5,371万円
 - 河川費…………… 817万円
 - 都市計画費… 2億2,069万円
 - 住宅費…………… 982万円
- 消防費…………… 2億5,326万円
- 教育費…………… 13億4,033万円
 - 教育総務費……………8,772万円
 - 小学校費…………… 9億0,189万円
 - 中学校費……………7,094万円
 - 幼稚園費……………4,661万円
 - 社会教育費… 1億7,901万円
 - 保健体育費……………5,019万円
 - 学童保育費…………… 398万円
- 災害復旧費…………… 2600万円
- 公債費…………… 15億7,748万円
- 予備費…………… 1,000万円

条例・予算について 活発な質疑

条例、当初予算の審議は15日から20日まで本会議で行われました。予算については活発な質問がありました。その主なものを報告します。

地方債の償還予定

Q 155億5千4百万円の地方債があるが、町が返済していく額は。

A 全体で155億の起債が残っていて交付税の算入もあり、全体的な財政計画を作っておりまして、現在年間13億円から15億円の償還と予測しております。

回収機構への移管は

Q 地方税回収機構への移管状況はどのようになって

A 18年度に10名の滞納者を移管いたしました。移管総額9百14万9千円で現在2百42万2千円徴収いたしました。

南部駅のバリアフリー化

Q JR南部駅バリアフリー工事の内容は。
A 車椅子で乗り降りできるように、プラットホーム2番線の田辺寄りから傾斜をつけて、海側のホームに渡れるよう工事をします。



バリアフリー化される南部駅

鉄骨ハウス補助

Q 山村対策振興事業梅干し用鉄骨ハウス補助金とは。

A JAが建設するのは約10棟と聞いています。19年度は、2千万円の枠取りをしています。

家庭での防災訓練

Q 子供達の家庭にいる時間帯での訓練は。

A 子供さんの防災に対する意識、訓練は非常



鉄骨ハウス

に重要であります。新町防災計画を作成しており、今後地域での訓練をお願いする過程でしたいと考えております。

広報の配布について

Q 広報などの配布が遅く、月初めの事業がわからないと聞か。

A 区長さんをお願いする以外に、学校の生徒にもお願いをし、配布しています。できるだけ早く配っていたらどうに区長さんに再度お願いをします。

長寿祝について

Q 長寿祝のことですが、最終的に何歳まで対象にするのか。

A 来年度は81歳から支給で、2年に1歳ずつ上げて、平成28年度に85歳にしたいと思っています。

集落道路整備工事

Q 千鹿浦地区集落道路整備工事について。

A 現状の測量、付随する物件調査を行い、事業期間は5年計画で、平成23



集落道路整備される千鹿浦地区

年度には完成したいと考えています。

最終処分場工事

Q 最終処分場工事請負費で、この工事について地元との話し合い等の状況は。

A 山内区・東岩代区で、説明会を行い、再生事業について質問を受けました。

市町村の責任において処理しなければならぬ説明を地元にし、考慮した処理施設の整備をすることで、ご理解いただいております。

機構改革について

Q 機構改革の内容は。

A みなべ町の課設置条例の一部改正で、13課を9課とし、検査室を新たに設置して、12の局課室となりました。

各課の配置は

Q 機構改革によって、第二庁舎、第二庁舎への各課の配置は。

A 合併して、第一、第二庁舎で現在職務をしていますが、今後、第一庁舎に一体化する考え方があります。

創設される検査室は

Q 検査室の事務の内容は。

A 基本的には、土木建築・委託関係が主体で、工事・測量・設計の指名願や物品の納入等の契約関係を検査する業務です。

非常勤講師について

Q 清川小学校の非常勤講師は、県下の事例はあるのか。

A 数は少ないが、あります。複式学級解消の対応の1つとして、配慮したものです。

第2庁舎駐車場

Q 第2庁舎駐車場の整備費についてですが、歩道はどうなるのか。

A 駐車場の整備を行います。通学生も多く、

歩道についてはできるだけ早く設置したいと考えています。

百年の森計画について

Q 百年の森、植栽について。

A 森をとり戻す手法に、何が適するのか、専門家の森林組合にも意見を聞いて、検討していきたいと思っております。



第2庁舎駐車場

備品購入について

Q 南小校舎改築に伴う備品購入費は、町内業者に発注するのか。

A 備品購入費は内容的に絞りまして、2千万円という形です。もちろん入札を考えています。

訂正とおわび
議会だより第8号の9ページの2、3段目の答弁の数字の部分に誤りがありました。2段目の6百万は6千3百万、3段目の4百万は3千6百万の誤りでした。以上のように訂正しておわび致します。

一般質問

一般質問は3月12日に8人の議員が行いました。(質問者から提出された原稿どおり掲載しています)



下村 勤 議員

企業誘致の推進

質問

梅の消費低迷と低価格による、農家の所得減収は、町の経済に与える影響は深刻である。

この様な状況が続けば、農家の後継者が町外に出て行き、若年者が益々減少し、高齢化に拍車がかかってくる。

梅産業を守っていく上からも、又、過疎化対策としても企業誘致を積極的に取り組めないか。

町長

現在、梅加工販売関連の企業で、常時雇用されている人が、統計上の数字で1450人が就労しています。その内、町民が働いているのが、約30%、430人であるとは、町外から働きに来ているという実態があります。

職業の選択を言わなければ、付け入る隙があるかなという見方もするんですが、選択肢を増やしていく上からも企業誘致

は、そのとおりであります。誘致をするにしても、基盤というのがなかなか確保しにくく、少しの面積でしたらありますが、大きな面積となると難しく、現下の情勢では、すぐどこへとはいきませんが、常にアンテナを張り積極的に動いてまいります。幸いにして、今回、新しい知事も、働く場所と言っことを挙げていますので、それらとも考慮いたしまして趣旨にそった方向で、努力してまいります。



城山台企業団地

救急ポイントの設置

質問

住民の命や財産を守るために、救急ポイントの設置は出来ないか。

消防では、通報を受けると、電話番号から周辺の地図が出てくるシステムになっていると聞

くが、加入電話にはIP電話や、パソコン対応の電話、非通知設定電話、又、特に携帯電話からでは適応されない。

そういった問題を解消するためにも、ポイントの設置は

町長

是非必要と考えるが。隣の田辺市は、受領の根柢周辺に、鳩マークの目印が立っており、これは良いなと感じ、旧村当時そういう話を出したこともありましたが、実現していません。

システム化など、完全に出てくるとは言うものの、実際問題、山林火災などでは消防団の皆さんでも、戸惑うことがあると聞いています。迅速を要することであり、日高広域消防と十分に打ち合わせをして、一層念を入れた対策を、講じていくよう進めていきたいと思っております。



救急ポイント(田辺市)



寺本三直 議員

小学校の紫外線対策

—学校での取組み—

質問

近年フロンガスによるオゾン層破壊で、大量の紫外線が地球に降り注いでいます。世界保健機構（WHO）でも人体への影響を認めています。

資料によりますと紫外線を多量に浴びると免疫の低下や、眼の角膜に炎症を起こすこともあります。特に子供の時に多く浴びるので、この年代にいくに少なくするかが課題であります。家庭での日常生活もそのとおりであります。ただ、曇天とか日陰にある場合は受ける量が少ないようです。なぜ子供の時にこの防御が大切なのかは(1)遺伝子に変異を生じやすい(2)免疫反応でも日焼け後10日間は低下する



ツバ付き後ろ垂れ帽子

(3)18歳までに生涯量の半分を浴びる

(4)10歳までに浴びる量が多いと生涯の皮膚がん発生率が3〜5倍も高い。

このようであります。子供達は大半を学校で過ごししています。幸いにも、上南部小学校では19年度入学生児童から体操帽子はUV（紫外線）カット素材で、ツバ付き後ろ垂れ付きのものの着用を認める配慮をいただいています。

そこで、次の事についてお尋ねをします。
学校プールでの水着は、紫外線を防止する袖のあるもの、帽子も紫外線防止のものを認めてはどうか。

教育長

保護者の方のそれぞれの考えで、体育指導、実技指導に支障のない範囲で着用することは結構

かと思っています。学校でも着用について規制をしないよう指導させて頂きます。

質問

屋外での体操服は長袖、長スボンの着用を認めてはどうか。

教育長

走り高跳び、幅跳び、鉄棒と色々な種目がありますが、その時々には許される範囲の着用は認めることで学校の指導もさせて頂きます。

質問

子供達に紫外線についての教育は、健康上、害があるかと判断できる年齢、学年の時期に、学習指導要領の中に示されている内容に沿って、進めていただけるものかと思っています。



体育授業

梅対策について



中家克己 議員

質問

国の政治は地方分権などという言葉とはうらはらに、産業、教育、福祉、軍事の面でも国権による地方自治体や国民、町民への統制を強め町と町民に不安と格差、不況を与えている。

梅の価格の下落もこうした農業政策による点が大い。町の主産業である梅価の浮沈は町民の営業、くらしや、町政にとっても重大問題である。

自治体として町は、みなべの南高梅を日常的に普及、梅枯、産地表示、全国サミット等取り組んできた。統計数字はあるがこの時期に梅干の輸入国中国の現状を直視すること、また国内主要な梅干産地も見て国や県に紀州みなべの梅産業を守ることを訴えるの



輸入梅のケース

町長

が、我々に課せられたことだと考えるがどうか。

議会の中国視察の件と政府に輸入梅について訴える必要性というのが要点だと思います。

外国産の梅干の量は関税通過量で年間量をつかめますが、私も前回中国梅を視察した時に、できれば10年後にもう一度見たいと思っておりましたので、この機会に同行できることに期待をしております。

政府に対する訴え、機会あるごとに実情を申し上げておりますが、地元選出の代議士の中にも「君、梅はいいですよ」と云うような人もおりますが、これからも産地の実態を訴え、改善する努力をまいります。

質問

高速道路が田辺まで開通するこの時期だから、今まで以上に、みなべに滞在してくれる客を招く努力が必要だ。

担当課や観光協会、各団体、業者や宿泊施設などで、すでに努力をされているが、花、梅取り、漬け込み、干や、又朝の漁協、そして熊野古道など、町が主催して町民や各団体、宿泊施設などと集まって相談されてはいかがか。

町内に、より多くの滞在客を

町長

滞在客をより多く招く、大変貴重なご提言を賜り、確かに努力すべきだと思います。高速が田辺まで開通すると滞在客が減り、みなべ田辺間42号沿いの客の減少の影響が大きいのではないかと非常に心配しております。

観光協会のみなさんも大変積極的に取り組んで下さっておりますので、行政も十分タイアップして、議員の意見も含めて、一層観光客、滞在客の誘致に努力します。



みなべインター



小川 猛 議員

教育基本法について 教育委員会の見解は

(平成18年12月15日改正 一部抜粋)

第二条 (教育の目標)

「第一条(教育の目標)の五項 伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。」

質問

この第2条5項には、国を愛する心が態度で議論されたところ、今後この「愛国心」条項を教育の現場でどの様に盛り込む考えか。

教育長

「愛国心」については色々なお考えがあると思います。私どもは児童生徒が、これからの国際的な社会に羽ばたいていくには、日本人の心・文化・伝統を大切に他国を尊重し、我が国を愛し発展を願う心と態度は当然一致していくべきだと思います。同時に歴史と伝統に対する認識も大切にしたい。

第九条(教員)

質問

今日の学校教育は学力低下や未履修問題、いじめや不登校、校内暴力、学級崩壊、指導力不足の教員、さらに児童生徒への教師によるいじめや、セクハラ、事なかれ主義とも言われる責任体制のあいまいさ等々が報道されている。

我々の地方にとつて、該当すべき事ではないと理解しているが、「第九条(教員)」の一項 法律に定める学校の教員は、自己の崇高な使命を深く自覚し、絶えず研究と修養に励み、その職責の遂行に努めなければならない。」についての見解を伺いたい。

教育長

我々公務員はすべて全体の奉仕者、教員は教育を受ける者、児童生徒、子供の人格の完成を目指す大切な職責を持っています。

大きな社会の変化と児童生徒の多様化の実態に的確に対応できていない部分もあろうかと思えます。指導力不足、若干、法に外れた行為をする、先生のモラルの低下が問われる時もあります。今後明確な対応をするためにも、「教育再生会議」とか「中教審」の答申を参考にしながら、養成と研修につとめたいと思います。

第十条(家庭教育)の二項・二項

「第十条(家庭教育)の二項 父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。」

教育長

保護者の第一義的責任を明確にされた部分であろうと思われまます。保護者はそれぞれ責任があります。児童生徒の一番大事な一歩の家庭教育を、定義付けられたと思っている。家庭教育と共に、私も教育行政の立場で色々な形で支援していきます。

質問

親や保護者の立場にある者が、幼い子供を虐待する非道な事件が後をたたない。支払い能力が充分あるのに学校給食費未納

また、家庭教育に行政が直接介入する事は出来ないが、保護者のみなさんと協議をし、情報を提供しながら、共に取り組みたいと思っております。



授業風景

談合情報への対応



山中邦夫 議員



小倉谷農免工事

質問

町にも「談合情報対応マニュアル」がありますが、先の談合情報に対して、このマニュアル通りの対応をされたのかどうかうかがいたい。

入札前に談合情報があったけれども、それは「談合情報でない」と誰が判断されて、入札を執行したのか。マニュアルによると、公正入札調査委員会などを開くことになっていますが。

企画管財課長

談合情報が入札を担当する事務局に入りましたの

で、入札を担当する課の課長が公正入札調査委員会の長である助役に報告し、「問題ない」ということで実施しました。ですから、公正入札調査委員会は開いておりません。

権限が集中する

質問

公正入札調査委員会を開いて判断されたのであればわかるが、担当課長と助役だけで判断されたのは、マニュアルからして、それでよいのかと思う。

町長

又、機構改革で「検査室を設置すると云うことですが、こういうやり方をしていると、検査室に権限が集中することになるのではと思うが。

公正入札調査委員会、このあり方については、ご指摘いただいたことは考慮する必要があると感じています。

それから検査室のことは、あくまでも厳格公正に、権限が集中しないような運営をやってまいります。

マニュアルの見直し

質問

マニュアルの中に、県の場合は「発注機関の長」というところが町の場合は「課長」となっている。これでは課長が勝手にやれるようになっていっている問題ではないか。

町長

これも、先程町公正入札調査委員会を見直すというのを申し上げましたが、今ご指摘のところも含めて見直します。

それから、町長は入札に関して、口出しもしていませんが、そこで決まったことの全責任は町長にあります。

自立支援法の「特別対策」について

自立支援法制度の改善を求める運動は法施行とともに一層広がりました。その運動にもおされて、田辺福祉圏域では施設利用の負担を軽減する方策がとられました。

こうした動きの中で、政府・厚生省は昨年12月末に「特別対策」を発表しました。

その内容は不十分なのですが、これまで7,500円の施設利用料を払っていた人は半額の3,500円になります。又、所得制限をゆるめて対象者の枠が拡大されています。

なお、御坊福祉圏域では今年度から施設利用料を無料にします。それで、みなべ町で無料にするにはいくら必要かと質したところ、90万円できるとのことです。

みなべ町だけで勝手に無料にするのはどうかと思うので、田辺福祉圏域で話し合っただけで無料にするよう、要望しました。

又、「特別対策」の中にある「工賃増計画」についても質問しました。



園出俊明 議員

税源移譲に関して

質問

今年の税金の徴収状況は。

税務課長

3月7日現在で個人町民税が4億3407万円、法人町民税で5798万円、固定資産税で7億4685万円、軽自動車税で3936万円、たばこ税で7967万円等々、町税総額では13億8713万円が収納されており、最終的には昨年度の収納額と比較しますと、約5200万円の減収になる見通しです。

質問

税源移譲によって本年度から、地方税が増え、自立性が求められているが、少子高齢化もふまえて、これからの展望を聞く。

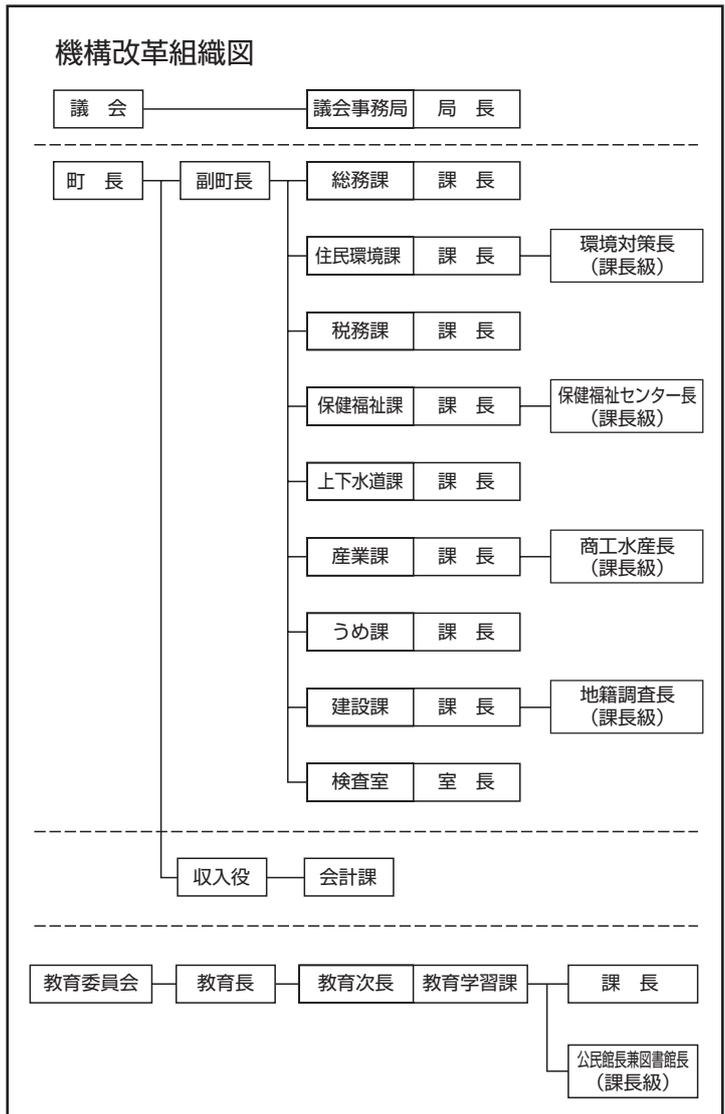
町長

19年度予算を組む場合にも、確実に見込めるところを石橋を叩いてはじき出してまいります。今



税務課

機構改革組織図



後の事は基本的には、実施してみたいうえでのごとく考えています。

副町長の権限について

質問

機構改革に関連して、副町長の権限はどのようなものか。

町長

ただ呼び名だけかわるといって側面があります。使う文字によって責任の所在の重みが変わってくる。増してくると私なりに

機構改革に関連して、副町長の権限はどのようなものか。副町長の権限は、町長の代理的な「副」として付き添う役になるという事で、守備範囲とか権限等については、大きく変わることがない。このように思っています。

人口増を図り 町の活性化を



田中昭彦 議員



結婚式風景

質問

人口は国力なりと言われていますが、「みなへ町長期総合計画」の中では、10年後の人口予想は、11%減になるとあります。少子高齢化の影響と思われませんが、それでは町の活力が失われるのではないのでしょうか。

人口の維持・増加は、いろいろと難しい問題がありますが、努力せねばなりません。全国的に、結婚適齢期と言われる世代が少ない上に、女性で32%、男性で47%が未婚

町長

とされています。特に地方では、恋愛の機会が少ないので、町当局が他の組織と連携し、「官製見合い機関」を設置してはどうか。

大変良策を提案して頂きました。人口はその町のバロメーターであり、町民の方にも考えて頂き、いい方法があれば取り組んでまいります。過去に出雲会を作り、集団見合いを行いました。成功する方法を参考にして、成功する方法を考えて参ります。

Iターン・Uターンの者の移住を

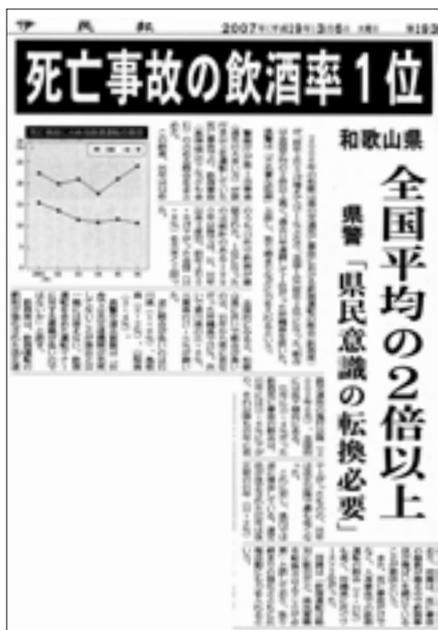
質問

団塊世代の退職者のIターン・Uターンによる移住を図り、人口増を図っては。

町長

備長炭でIターンの人が移住してくれています。老後をこの町で住んで頂けるようにPRをし、対策・施策を考えてまいります。

飲酒運転撲滅を



質問

飲酒運転による交通事故が減らない上に、和歌山県は、交通事故における飲酒運転率が、全国ワーストワンのことです。

昨秋白浜の町職員の飲酒運転が発覚し、その処分の甘さに、各方面からの非難が殺到しました。

町職員に対し、飲酒運転の罰則規定が設けられているか。

町長

一般町民に対し、飲酒運転撲滅の啓発を行っています。町職員については、それ以前のことだと思いい、罰則規定は設けておりません。

しかし罰則というのは、強化しておかないと気の緩みがあり、刑が軽いと、事故の重大さの認識が甘くなることから、今後検討いたします。飲酒運転は、重大な社会問題であり、真剣に取り組んでまいります。



竹本栄次 議員

通学道路の安全対策 特色ある学校教育

国道の 歩道計画は

質問

高城・清川地区は、国道424号拡張工事によって歩道整備されません。西本庄地区は、歩道整備に着手されています。残された谷口地区の一部と、筋・徳蔵地区ですが、この区間の歩道計画はどうなっているのでしょうか。

町長

必要性は十分に感じています。特に、筋八斗田地区から、徳蔵地区の高速に接するあたりまで、大きな問題箇所として乗り越えなければならぬ課題。

質問

難しさを十分認識した上でご理解いただけるよう努力する必要性を感じています。そして、関係する沿線の皆様のご理解を賜り、この区間の歩道は、どうしても造らなければならぬと認識しています。

町長

必要性は十分認識し県に対しまし

でも、今後推進をお願いしていきます。

町内通学道路の 安全対策は

質問

通学道路の危険な場所には、防犯灯・フェンス・ガードレールの設置を考慮しておられるのか。

総務課長

通常は、町内道路に対する防犯灯・フェンス・ガードレールは、各区の要望箇所を聞いて、限られた予算内で設置をしています。通学道路は優先に設置を考えています。

特色ある学校教育の取り組みは

質問

県教育委員会は、教育事務所廃止に伴い、市町村教育委員会で独自の特色ある教育が出来ると言われていますが、町内の学校の取り組みは。

教育長

小学校では、梅の体験学習・心に響く道徳教育・イングリッシュパーク・フーププログラム・学校農園・備長炭炭焼き。中学校では、梅の体験学習・梅林太鼓・文化活動・修学旅行での梅のPR・キャリア教育・環境防災教育、以上申し述べたように取り組んでいるところです。

これからも新しい試みを打ち出していきたいと思っていますので、どうかいろんな機会を通じて、私どもに、ご支援、ご協力いただければ大変ありがたいと思います。



歩道設置が必要な国道(筋地内)



特色ある授業

「みなべ町長期総合計画 基本構想」を採択

まちづくり政策調査特別委員会

「委員長報告」趣旨

去る12月12日の定例会において当委員会に付託された「みなべ町長期総合計画基本構想」の策定については、あらかじめ配付された計画案を、各委員それぞれ内容を精査し、更に認識を深めるべく、2月13日の臨時会終了後、委員会を開催し、担当職員から概要説明を聞いた。

こういう類いのものは、元来、行政主導型で、住民のあまり知らないところで進められる傾向になりがちなのに対し、今回は、住民の意見、要望等が反映されるべきものであるとの観点から、各区長推薦の町民24名の委員により、住民会議の設置をされ、数回

の会議を重ねられたとのこと。また実際の計画書の策定に当たっては、次世代のみなべ町を担う中堅・若手職員からなるワーキング会議が組織され、そこで策定された計画案について、助役、課長からなる策定委員会が、町としての方向付けを行い平成18年8月に長期総合計画策定審議会へ諮問された。

さらに、広く町民に意見を求めるべく、11月にパブリックコメントも実施され、12月に答申がなされた。その結果、長期を展望され民意がよく生かされた計画となっており、策定作業に携わられた委員の方々には、あらためて敬意を表す次第です。

当委員会の質疑の中では、合併後、最初の長期計画とい

うことであり、財政問題等あるにしても、インパクトが弱く、住民に対し説得力にかけないように思うのでみなべ町の未来像は、「こうなる」「こうして行く」と言ったような、地域性を生かした特長のある表現が求められているのではないかと言う意見もでた。

又、基本構想 第3章「みなべ町の将来地域構造図」町民の生活機能などを担う地域の拠点「南コア」については原案に、若干の修正をお願いした。

引き続き、去る3月12日の本会議終了後、再度委員会を開催し、採決となった次第。ただ「人口増を図り町の活性化を」という観点からは計画書の中では、将来人口予測が、平成28年には、人口が約12,600人と推定されています。

平成17年からすると約11%の減少が予測されており、それを阻止するためにも、町外への人の流出の歯止め、企業誘致、Uターン、Iターンの奨励等においては、全町民の協力が必要であると思われる。

以上もって、原案について、採決をとった結果、全会一致で「採択するものとする」ということに決定した。



特別委員会での審議



日豪EPA(経済連携協定)に関する請願採択

産業建設常任委員会に付託された、日豪EPA交渉に関する請願について、3月14日に委員会を開催した。

EPA(経済連携協定)とは物、サービスの貿易の自由化、投資、人の移動などの幅広い分野の自由化であり、今回の日豪EPAの特徴は、わが国の農林水産業や地域経済にとって重要な品目が多く、特に、米、麦、牛肉、乳製品、砂糖などの品目が含まれており、その取扱い如何によっては、日本農業に大きなダメージを与えるおそれがある。

さらに、日豪EPAで重要品目に対する関税が撤廃されてしまうと、これらの品目の生産や食糧自給率に対して壊滅的な打撃を与えるだけでなく、8兆円にものぼるとされている農業の多面的機能も失われ、加工産業や流通・小売業界を含め、地域内外の関連産業にまで影響が及び、雇用を含め、地域経済、地域社会にも大きな影響を与えかねないと思われ、本請願について採決をはかったところ、全員一致で採択すべきものと決定した。

日豪EPA交渉に関する意見書

前文 省 略

記

(1)重要品目に対する例外措置の確保

わが国農業は、戦後農政の大転換を決定し、19年度からの実施に向け、生産現場は現在、担い手育成や構造改革の取組みに懸命に努力しているところである。このような中で、わが国にとって、米、麦、牛肉、乳製品、砂糖などの重要品目の関税撤廃を行うことは、こうした改革の努力を無にし、食料自給率の向上どころかわが国農業を崩壊させることにつながるものであることから、交渉においてこれらの品目を除外するなどの例外措置を確保すること。

(2)WTO農業交渉に対するわが国の主張に基づいた対応の確保

これまでわが国は、「農業の多面的機能の発揮」と「多様な農業の共存」等の観点から、十分な数の重要品目の確保とその柔軟な取扱い、また上限関税の絶対阻止を主張し続けている。

このため、豪州とのEPAにおいて、WTO交渉における従来の主張から譲歩すれば、これまで一致団結して戦ってきたG10各国への背信行為となるとともに、これまでの交渉の努力が水泡に帰すこととなる。また、米国やカナダを含むその他の国々からも同様の措置を求められることにつながるかねないことから、WTO交渉における主張に基づいた整合性のある適切な内容が確保されるよう交渉すること。

(3)交渉如何によっては交渉を中断するなど厳しい判断を持って交渉に臨むこと

豪州とのEPA交渉にあたっては期限を定めず、粘り強く交渉するとともに、豪州側がわが国の重要品目の柔軟性について十分配慮しない場合は、交渉の継続について中斷も含め厳しい判断を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成19年3月20日

和歌山県日高郡みなべ町

議会議長 井上光博

(提出先)

内閣総理大臣、内閣官房長官、
外務大臣、財務大臣、
農林水産大臣、
経済産業大臣

南部小・中で早期に 学校給食の開始を求める 請願採択



校舎改築が進む南部小学校

総務文教常任委員会に付託された請願は「南部小・中学校において早期に学校給食の開始することを求める請願」です。

委員会は12月議会では、教育委員会が実施中だった「学校給食に関するアンケート調査」の結果を見てみたいというところで、継続審査にしました。

そして、閉会中に開いた委員会で、アンケート調査の結果について、教育委員会からの報告を受けました。

その内容は、給食実施について保護者は78%が導入に賛

成ですが、児童・生徒は26%です。導入するための課題も明らかになりました。

教育委員会は給食の実施時期について、とりあえず給食センターの建設のメドを平成19年度中に出したいとのこと

です。
以上のような審議を行い総務文教常任委員会では、全会一致で請願を採択しました。

そして、3月定例会最終日に、本会議で総務文教常任委員長から、審議の経過と結果が報告され、委員長報告のとおりに可決されました。

南部小・中学校で早期に 学校給食の開始することを 求める意見書

旧南部川村では小中6校で、早くから学校給食が実施されていることから、合併後、旧南部町の3校においても、学校給食が速やかに実施される方向と聞いていた。そして、平成17年9月から岩代小学校で実施をされました。また、南部小・中学校においても実施の方向であるとの教育委員会の説明でした。

記

1. 南部小・中学校で早期に学校給食を始めること。

2. 実施に当たっては、食材は地場産・加工品は食品添加物などをしっかり吟味し、安心・安全の給食になるような調理システムにすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する

平成19年3月20日

みなべ町議会議長
井上光博

図ることを目的とする。」と

「核兵器廃絶・平和の町宣言」に関する決議を可決

核戦争防止和歌山県医師の会から、「非核自治体宣言」に関する要望が町議会に提出されていました。それを受けて、総務文教常任委員会で協議した結果、この際、合併新町として、新たに「核兵器廃絶・平和宣言」の決議を提案することにしました。そこで、3月定例会最終日に決議案が提案され、全会一致で可決されました。



「核兵器廃絶・平和の町宣言」に関する決議

国連は、その第1号決議で、今後核兵器を「国家の軍備」とすることを認めないとして、「原子兵器の廃絶」を誓った。核兵器の廃絶は、人類の共通の願いである。しかし、今なお世界には2万発以上の核兵器が存在し、又核実験や新たな核兵器の開発が進められている。一方、日本国内外の世論は核兵器廃絶に向けて高まり、世界の非核地帯は5つのブロック（12ヶ国）に広がっている。

わが国は、世界で唯一の被爆国であり、この地球上に広島、長崎の惨禍を再びくり返してはならない。核兵器廃絶は、みなへ町民の共通の願いでもある。私たちは、平和を愛する全ての国の人々と共に、真に恒久平和を実現することを決意し、ここに「核兵器廃絶・平和の町」の宣言を行うものである。

以上、決議する。

平成19年3月20日

みなへ町議会

「歩道橋設置」の陳情採択

総務文教常任委員会に付託されました陳情書は、「学童専用歩道橋設置に関する」ものであります。

本陳情書は岩代小学校PTA会長はじめ、東・西岩代学区長などから提出されました。又、本陳情書には、他に891名分の署名がつけられました。

内容は、岩代小学校下の国道42号線を横断し、学校に直接接続する学童専用歩道橋の設置を求めるものであります。

本委員会は去る3月13日に開き、まず歩道橋の設置を陳情されている現地（岩代小学校下）を、学校教育課長の説明を聞きながら、視察・調査を行いました。岩代小学校では登下校時だけでなく、校外活動時にも国道横断が必要であり、地理的条件もあって横断歩道橋の必要性を痛感しました。

さて、本定例会冒頭での町長の所信表明にもありますように、岩代小学校は改築の方向で検討が始まります。基本計画策定の予算も計上されています。

歩道橋の設置も、こうした取り組みの中で検討されるべきだと考えます。そういう意味でも、タイミングよく提出された陳情書であると判断するところでです。

以上のような審議をおこない、本陳情書は採択すべきものと決しました。

最終日の本会議で、以上のような総務文教常任委員長の報告がなされ、委員長報告の通り可決されました。



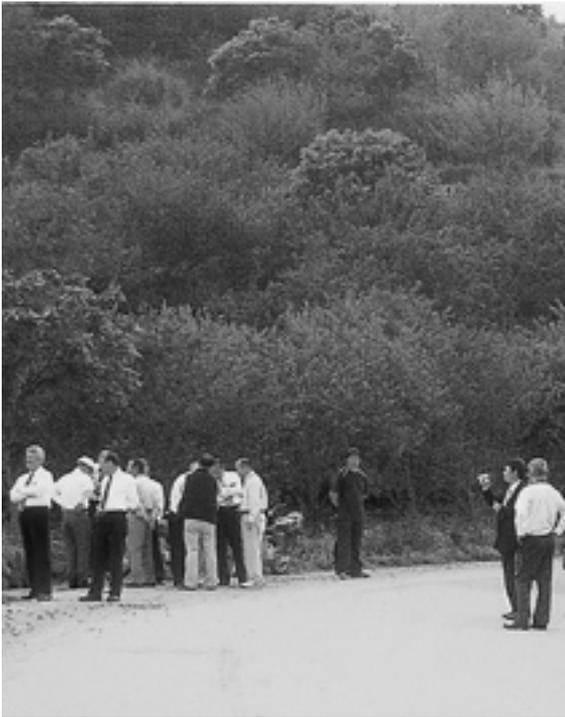
岩代小学校下の国道

中国梅産地・工場視察

みなべ町梅の里まちづくり政策調査特別委員会は、4月10日から4日間、中国の梅林と工場を視察してきました。その一部ですが、ご報告させていただきます。

福建省詔安県(紅星地区) 梅林

一望した梅林面積は2千haであり主として白粉梅と青竹梅が植えられ、すでに白粉梅の収穫も殆ど終わって、これから青竹梅の収穫が始まります。今年の梅は昨年よりも6割減であり、価格は約2.5倍の6元(日本円でkg約100円)で市場で取引されていました。この地区の梅林では梅の木と木の間に龍眼(果物)が多く植えられていました。



広東省普寧市(高埔地区) 洪農園

この梅林面積は70haで今迄は梅を中心に組み立ててきましたが、現在は養豚事業を主にしていました。ここ2〜3年は梅も不作で価格も安い為切り替えられたようです。養豚事業では、年間1万頭出荷され、年収も相当上がっているとのことでした。梅林では、梅の木の間にライチ(果物)が植えられています。梅の木は8年生と言われているようですが、成長も悪くあまり手入れされていないように思いました。



高埔地区視察

詔安県地区行政との会談

冒頭、小川猛特別委員会委員長より、今回の訪問の挨拶があり、これに対して中国側から歓迎の言葉がありました。

この詔安県は、梅を重要農産物と位置づけており、最近健康食品との認識が生まれて来たので、今後は国内消費を拡大していきたい。そのためには、日本の支援が必要であり、もっと友好関係を深めたいとの言葉がありました。

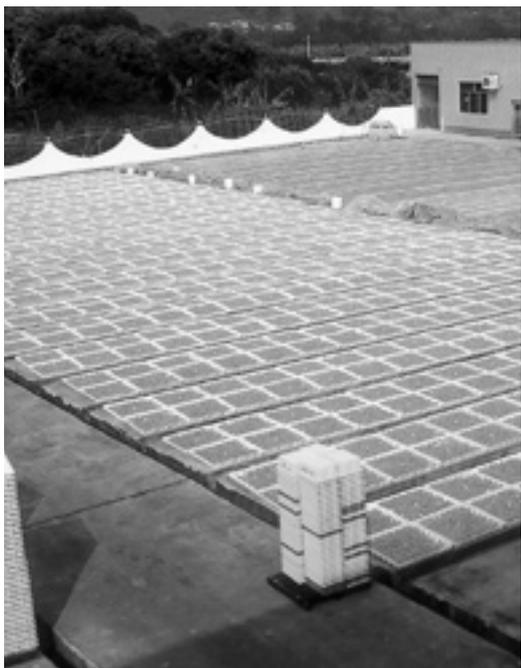
町長からは、10年前の視察に比べ、梅の管理方法や工場が新しくなったとの感想があり、梅の医学的効能も認識される中、共存共栄を目指していく必要性を述べられました。

その後、各議員より、中国の梅事情の将来性や経済発展による消費拡大に向けての対応、地元梅ブランドを高める努力等多くの質問があり、有効な時間を持てました。



工場は梅の産地から約300km離れており、多くの女性従業員を雇用している。二次加工品として、はちみつ漬やかつお梅、味付け種無し梅等製造している。

工場内見学は、白帽・白衣・長靴を着用し、手や白衣の消毒も行う。梅の洗浄に使用する水は、特にコストを掛けているとのこと。



加工場では、一次加工が主体であり、そのために干し場用地が広く必要であるが、最近では二次加工品も増加傾向にある。

今回の視察は、収穫期の状況や、第一次加工・第二次加工の工場内見学、又、行政との会談も行われ、有意義な研修でした。

その中で、今後梅に関する経済交流が、ますます進展することが予想されるため、わが町としては国内産の「南高梅」のブランド力を高めて、競争する必要があると思われました。

中国には、梅は健康食品であるとの認識を広め、国内消費拡大に努めて頂くよう提案しました。

サークル紹介

大正琴 梅の里クラブ



合同発表会

読書友の会



読書講習会の後で

● 発足

平成12年

● 現在

代表者 池田 記代子
会員数 28名

● 活動

毎年、各地の図書館へ見学に行っています。そして文化展には会員のおすすめの本を展示しています。

● 一言（読書友の会）

今年初めての企画で3月31日、児童文学作家の香月日輪さんの読書講演会を主催しました。これからも色々なことに取り組んでいきたいと思っています。

● 一言（大正琴）

指先と頭を使うので、脳を活性化し、健康維持にもってこいです。

● 発足

平成5年

● 現在

代表者 堅田 美代子
事務局 永井 美幸
会員数 5名

● 活動

中央公民館で、第2・第4木曜日午後7時から練習。町文化祭に出演。

他、各地の老人ホーム等へ慰問。

あとがき

季節は春真っ盛りですが、町財政は厳しい時節となってきました。

平成19年度予算審議の結果、一般会計・特別会計合わせて約150億3千万円と決まりました。多額の予算となりましたが、合併後多くの事業に取り組んでいる結果だと思えます。

町民の皆さんの、ご意見・ご感想などお聞かせ下さい。